

安曇野市規則第 号

安曇野市幼稚園使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

安曇野市幼稚園使用料の減免に関する規則（平成 18 年安曇野市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、安曇野市に住所を有し」を削り、「在園する園児の保護者（園児に対して親権を行う者又は親権を行う者がいないときは未成年後見人をいう。以下同じ。）で、所得が低い者に対し」を「通園する園児の保護者の所得の状況に応じて」に改める。

第 3 条第 2 項第 2 号中「、地区担当の民生委員又は市長」を削る。

別表備考を次のように改める。

（備考）

- 1 所得割とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額をいう。ただし、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。
- 2 所得税とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - （1） 所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項から第 3 項まで
 - （2） 租税特別措置法第 41 条第 1 項から第 3 項まで、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
 - （3） 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条

様式第 3 号を次のように改める。

安曇野市立幼稚園使用料減免決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長 印

年 月 日付けで申請されました安曇野市立幼稚園使用料の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

園児の氏名	
決定の区分	減免する 減免しない
減免の区分	
減免額	円
減免しない理由	

（教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。